

JIS

排ガス中の一酸化炭素分析方法

JIS K 0098 : 2016

(JEMCA/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.5.1 改正：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本環境測定分析協会

(〒134-0084 東京都江戸川区東葛西 2-3-4 TEL 03-3878-2811)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般事項	1
5 分析方法の種類及び概要	2
6 試料ガス採取方法	2
6.1 試料ガスの採取位置	2
6.2 試料ガスの採取方法の種類	2
6.3 試料ガス採取装置及び器具	2
6.4 試料ガス採取装置の構成及び採取操作	3
7 定量方法	7
7.1 ガスクロマトグラフ法	7
7.2 検知管法	11
8 自動計測法	12
9 分析結果の記録	12
9.1 分析結果の表示及びデータの質の管理	12
9.2 記録項目	12
解 説	14

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本環境測定分析協会（JEMCA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 0098:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

排ガス中の一酸化炭素分析方法

Methods for determination of carbon monoxide in flue gas

1 適用範囲

この規格は、燃料及び廃棄物の燃焼、金属精錬、化学反応工程などに伴って、煙道、煙突、ダクトなど（以下、ダクトという。）に排出される排ガス中の一酸化炭素を分析する方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 7987 排ガス中の一酸化炭素自動計測器
- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0055 ガス分析装置校正方法通則
- JIS K 0095 排ガス試料採取方法
- JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則
- JIS K 0211 分析化学用語（基礎部門）
- JIS K 0214 分析化学用語（クロマトグラフィー部門）
- JIS K 0215 分析化学用語（分析機器部門）
- JIS K 0216 分析化学用語（環境部門）
- JIS K 0512 水素
- JIS K 0804 検知管式ガス測定器（測長形）
- JIS K 1101 酸素
- JIS K 1107 窒素
- JIS Z 8401 数値の丸め方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS K 0211、JIS K 0214、JIS K 0215 及び JIS K 0216 による。

4 一般事項

一般事項は、次による。

- a) 化学分析に共通する一般事項は、JIS K 0050 による。
- b) 排ガス試料採取に共通する一般事項は、JIS K 0095 による。
- c) ガスクロマトグラフィーに共通する一般事項は、JIS K 0114 による。
- d) 検知管法に共通する一般事項は、JIS K 0804 による。